

令和5年第7回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年7月11日（火）

午後1時30分開会

開催日時	令和5年7月11日	開会 閉会	1時30分 2時22分	
場 所	第二庁舎8階 801会議室			
出席委員	教 育 長 教育長職務 代理者	大熊 雅士 浅野 智彦	委 員 委 員 委 員	小山田佳代 佐島 規 穂坂 英明
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 生涯学習部長 庶務課長 学務課長 指導室長 統括指導主事 指導主事 指導主事	大津 雅利 梅原啓太郎 鈴木 功 本木 直明 加藤 治紀 田村 忍 西尾 崇 向井隆一郎	図書館長 公民館長 庶務課庶務係長	内田 雄介 鈴木 遵矢 小平 文洋
調 製				
傍聴者 人 数	3名			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 2 7 号	小金井市学校運営協議会委員の解嘱について
第 3	議案第 2 8 号	小金井市学校運営協議会委員の委嘱について
第 4	報 告 事 項	1 令和 5 年度第 2 回小金井市議会定例会について
		2 学校給食費の補助について
		3 令和 6 年度使用小学校教科書用図書の採択について
		4 水泳指導の外部委託について
		5 緑センター運営業務委託公募型プロポーザルの実施について
		6 その他
		7 今後の日程
第 5	代処第 1 4 号	職員の退職に関する代理処理について
第 6	代処第 1 5 号	職員の人事異動に関する代理処理について

開会 午後1時30分

大熊教育長 ただいまから令和5年第7回小金井市教育委員会定例会を開会いたします。

日程の第1、会議録署名委員の指名についてです。

本日の会議録署名委員は、佐島委員と穂坂委員にお願いいたします。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程の第2、議案第27号、小金井市学校運営協議会委員の解嘱についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いいたします。

大津学校 提案理由について御説明申し上げます。

教育部長 本件につきましては、小金井第三小学校において、学校運営協議会の解嘱手続を行う必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

細部につきましては、担当室長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

加藤指導室長 それでは、細部について御説明いたします。

学校運営協議会委員については、小金井市学校運営協議会に関する規則第9条により、2年間の任期の委嘱となっておりますが、別紙、学校運営協議会解嘱者一覧のとおり、令和5年6月10日付けで、小金井第三小学校の委員1名より、辞任する旨の辞任届が提出されましたので、議案を提出させていただいた次第です。

大熊教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問、御意見はございませんか。

よろしいですね。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第27号、小金井市学校運営協議会委員の解嘱については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程の第3、議案第28号小金井市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いいたします。

大津学校 提案理由について御説明をいたします。

教育部長 本件につきましては、小金井第三小学校の欠員補充に伴い、学校運営協議会委員の委嘱手続を行う必要が生じたことから、本案を提出するものでございます。

細部につきましては、担当室長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

加藤指導室長 では、細部について御説明をさせていただきます。

先ほど御議決いただきました、小金井第三小学校の委員1名が解嘱になったことに伴い、別紙、学校運営協議会委員名簿のとおり、新たに学校運営協議会委員を選定したところでございます。なお、委員の任期は、令和6年3月31日までとなります。

大熊教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問、御意見はございませんか。

よろしいですね。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第28号、小金井市学校運営協議会委員の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程の第4、報告事項を議題といたします。

順次、担当から説明願います。

初めに、報告事項1、令和5年第2回小金井市市議会定例会についてを報告願います。

大津学校
教育部長

それでは、令和5年第2回市議会定例会につきまして、御報告いたします。

報告資料1を御覧ください。

質問内容等につきましては記載のとおりでございます。

なお、資料の配付をもちまして、説明を省略させていただきます。

また、一般質問の通告はありましたが、当日の状況から実際に一般質問が行われなかったものは含んでございません。

一般質問の内容でございます。報告事項1資料にあるとおり、学校教育部関係では10名の議員から、生涯学習部関係につきましては5名の議員から、御質問を頂いたところでございます。

このほかに、厚生文教委員会等におきましては教育に関する質問があったところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。詳細につきましては、ユーチューブで録画が配信されてございますので、御覧いただきたいと思います。また、会議録も間もなくホームページ等でアップされると思いますので、そちらも御覧いただければと思います。

大熊教育長

ただいまの報告に関し、何か質問等はございますか。

以上で報告事項1を終了いたします。

次に、報告事項2、学校給食費の補助についてを報告願います。

本木学務課長

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されております。これまでどおりの栄養バランスや量を保てるよう子育て世帯を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施ができるように、昨年度と同様に学校給食費への補助金を補正予算に計上し、6月の市議会で可決成立いたしました。

財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補助率10分の10を活用します。

補助の方法は、保護者に物価高騰分を負担してもらい、保護者それぞれに市から補助金を交付するという方法ではなく、保護者から

徴収した給食費を管理する学校へ、給食会計として直接補助金を交付します。給食会計に物価高騰分を補填する形となります。

補助の期間ですが、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとなります。補助額ですが、1食当たり、小学校では41円、中学校では49円となります。

この補助額の算出に当たっては、昨年と同様、代表的な献立について、現時点の食材調達費の単価により1食当たりの額を試算し、現行の保護者負担額との差額を補助額として設定いたしました。

なお、国の交付金を活用していることもあり、目的が子育て世代の支援にありますことから、この補助金の対象は児童・生徒が食するものに限定しております。児童・生徒以外の方が召し上がる給食については、1食当たりの補助額を加えた額を実費として負担いただくことになっております。

大熊教育長 ただいまの報告に関し、何か質問はございますか。

佐島委員 補助の仕方のところで、聞いていて少し分からないことがあるので教えていただきたいのですが、小金井市の給食費の徴収、支払いというのは、学校の職員が担っているんですか。その辺を教えてください。

本木学務課長 本市の給食費の徴収は、学校会計と呼んでいる私費会計となっております。学校の方で徴収をしていただいております。ゆうちょ銀行に口座をつくっていただきまして、そちらの口座から毎月、口座引き落としの形をとっております。

今回は保護者負担を変えるわけではありませんので、保護者は補助額分を負担しないのですが、その分の補助金を市から直接学校会計のほうに交付する形となります。

佐島委員 少し心配しているのは、教職員の事務的な負担が増えていないのかということですが、その辺はどうでしょうか。

本木学務課長 事務的には、学校の方から補助金申請という形の書類はとらざるを得ないですが、ほとんどひな形と、あと、書類等は簡単に作れるように、学務課が指導なり助言等を与えながら進めておりますの

で、全くないかと言われれば、書類作成の分だけ当然事務はあるわけですが、それほど多様な事務になるというわけではございません。あくまで提供した食数、これは学校のほうでしっかりとカウントしておりますので、カウントしたものを使って書類上の手続きを行っていただくという形で、大きな事務の増大はございません。

佐島委員 分かりました。結構です。

大熊教育長 私から質問ですが、不登校の子供で、給食費を支払っていない人もいますよね。その子に補助は出しているのですか。

本木学務課長 不登校の児童・生徒の給食につきましては、保護者からの申出によって、給食を止めるか止めないかを決定しております。これは保護者のお気持ちの問題として、いつ学校にまた通うようになるかという希望もあるわけなので、そのときに給食がないと非常に寂しい思いをすることがありますので、そういうことがないように給食については保護者の御判断で提供を止めないということがあります。その際は、給食費も頂戴しております。

ただ、現実的に御負担もあるわけですから、登校が難しいという御判断をいただいた保護者に関しましては、保護者から給食を止める申出をしていただきまして、給食の提供、食材の準備をしないという形になります。当然、食材の提供をいたしませんので、給食費も頂戴しないという形をとってございます。

大熊教育長 そのときの補助についてはどうなりますか。

本木学務課長 補助については、そもそも食材費がかかっていないわけですから、その分は提供している食数にカウントされませんので、止めているときは補助はありません。

大熊教育長 よく分かりました。つまり、提供数に対して補助をしているのであって、児童・生徒数に対して補助をしているわけではないということですね。

本木学務課長 そのようになります。

大熊教育長 そこを確認したかったのです。
不登校で、完璧に給食の提供を止めるという決断をする保護者の方は少ないかもしれませんが、そういう決断をされた方に対して補助はしていないということですよね。

本木学務課長 補助はしていないというか、食材費として、その分経費がかかっていないので、補助もしていないという構図になります。

大熊教育長 そういうことですよね。だから在籍児童・生徒数ではないということですね。

よろしいですか。

ありがとうございました。よく分かりました。

それから、類似団体の近隣市の状況を見てみますと、本市の算出はしっかり平均をとってやっているのですが、他市に比べると少し手厚く補助をしているのかなというのが分かると思いますので、その辺も御安心いただければと思います。

以上で報告事項2を終了いたします。

次に、報告事項3、令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてを報告願います。

加藤指導室長 それでは、令和6年度使用小学校教科用図書の採択について報告をさせていただきます。資料はございません。

まず、今回の採択に向けて、改めてとはなりますが、研究の視点についてお伝えをさせていただければと思います。

現在学校の授業においては、学習指導要領に基づき、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視した授業が求められているところです。そのために、授業者は、子供たちが見通しを持って粘り強く取り組む力を身につけられる授業、周りの人たちとともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想を生む授業、自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業の構築に取り組む必要があります。

具体的な姿として、一人一人が自分の考えを持ち、質の高い対話に向かうこと。主体性を持ち、自ら課題を見つけ、時にICT環境も効果的に活用しながら、個別最適な学びや協働的な学びに向かう

ことが、実現したい子供たちの姿となります。

このような視点で教科用図書を御覧いただき、主体的・対話的で深い学びにつながる授業が展開できるもの、よりよい学び方の実現に資するものを採択していただきますようお願いいたします。

これまで各学校では全教員が教科用図書の見本本を使い、5月中旬から6月中旬までの約4週間にわたり、調査研究を行ってまいりました。その後、各校の委員で構成された調査研究委員会において研究内容について協議が行われ、2回の選定調査委員会を経て、現在は調査結果を資料にまとめているところでございます。

選定委員会の保護者代表の方には実際に図書館に足を運んでいただき、調査研究を行っていただきました。学校の先生たちが指導しやすい教科書を選んでほしい。学校の先生たちから見て、子供たちの心の成長に寄り添った内容や活動になっていると思われる教科書を選んでほしい。子供たちが、教科書を読んで分かったという感覚が得られるような教科書を選んでほしい。キャラクターが多過ぎると煩雑で分かりづらい。1冊だと登下校の際に重くなるので、上下巻に分かれた分冊のほうがよいなどの御意見を頂戴しているところです。

保護者代表の方にも足を運んでいただいた教科書展示会については、図書館本館、図書館貫井北分室、小金井市教職員研修センターにおいて、5月31日から6月22日までの約3週間、実施をいたしました。市報及び小金井市ホームページにて広く市民の皆様にお知らせし、22件の御意見、御感想を頂くことができました。これらもぜひ参考にさせていただきたく存じます。

大熊教育長 2週間後になりますが、教科書採択を行う教育委員会の場で決めていきたいと思っております。

その教科書採択に当たって、今、指導室長に読み上げていただいた教科選定の視点は、文面に印刷してもらってもよろしいでしょうか。

佐島委員 すでに頂いています。

加藤指導室長 以前配布したものから、少し文言等を変更しております。

大熊教育長

やはり、そうですね。少し変わっているのです。

文面を改めて頂いて、もう1回、各教科書を見ていただいて最終的に決めたいと思いますが、今回は、学習指導要領が変わって2回目の教科書採択になります。ですから、このタイミングで次から次へと教科書を変えるというのは学校の負担も大きくなります。

それから子供たちも次の教科書をあまり見ているわけではありませんが、掲示物等にもいろいろと影響してくるわけで、教科書が新しく変わっていますから内容も変わっており、内容を見てこっこのほうがいいと判断された場合はその限りではないですが、思い切り変えるというのはあまり適切ではないとも考えております。その視点も持って、教科書を見ていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

適切に選んでいきたいと思いますが、その点はひとつ考えの中に入れておいていただきたいと考えております。

前は、浅野委員を含めみんなに本当にいろいろとやっていただき、結構よく選べたのではないかなと思います。先ほど指導室長が言われたように、一人一人が自分の考えを持って対話し、個別最適化、そして協働の学習が結びつくという点がありましたが、先日教育委員会訪問したときに、教科書の使い方が少し変わったかなと思いました。

第一小学校の校長先生の言葉に、ICTを活用した調べ学習等が進んではいるが、中心になるのは教科書の言葉であるという、ことがあったと思います。やはり、調べ学習がどんどん進んだからといって、そのことばかりになるのではなく、教科書の文言は大事にして、その上で調べ学習をしたいということがありますので、しっかり選んでいきたいと思います。

改めて、第一小学校の校長先生の意見、先日は第二中学校の先生もその点は言われていたかと思っておりますので、しっかり踏まえた教科書採択をしていきたい。重要性がさらに増したというぐらいの気持ちで教科書採択をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

では、各自でよく研究をしていていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

私の言ったことで何かありますか。指導室長も今の説明でいいで

すか。

加藤指導室長　　今、授業変革と呼んでいます、進めていく中では子供たちの対話等を積極的に導入していく方向です。一方で、恐らく、基本的な知識等をきちんと押さえられているのかという疑問は教員側にも湧く部分があり、様々なお話を聞いております。その土台となるのは、やはり教科書となります。保護者の方からの御意見もありましたが、基本的に押さえておいてほしいような、知っておいてほしいような内容というのは、教科書を読むと子供が主体性を持ってきちんと押さえられる、ここら辺は一つのポイントとなると思っております。そういったことも視点として持っていただけると大変ありがたいです。

大熊教育長　　指導室長も同じ意見であった。ICTが進んだから、その教材を使っていくということではあるが、中心となるのは教科書である。その視点でしっかり選んでほしいと思いますので、どうかよろしく、重ねてお願い申し上げます。

それを確認して、以上で報告事項3を終了いたします。

次に、報告事項4、水泳指導の外部委託についてを報告願います。

加藤指導室長　　それでは、水泳指導の外部委託について、報告をさせていただきます。資料はございません。

市内小中学校においては、例年6月中旬頃にプール開きを行い、全学年8時間から10時間程度の水泳実技指導を実施しているところでございます。しかしながら、近年は水温が低過ぎることのみならず、気温が高過ぎることやWBGTの値が高いことなどの影響から、その年の天候によっては十分な授業時間数を確保しづらい場合もあり、課題となっているところでございます。

加えて、水質管理において、早朝からの対応が必要になる場合があることや、命に関わる事故が起こる可能性が高い指導であることなど、教員の負担の大きさも課題の1つとなっているところでございます。

水難事故を防止する点からも、学校教育における水泳の実技指導は重要であると捉えている一方で、先ほど述べたような課題も散見しているため、事務局ではこれまで水泳指導の外部委託について、

先行している他地区から情報を得るなどして研究を進めてまいったところでは。

これらのことを踏まえ、来年度、小学校1校において、外部施設を活用した水泳指導の試行的な実施を行うことを目指して、現在準備を進めております。現時点では、実施する学校や実施学年、予算の確保など、多くの部分で未定の状況ではありますが、見通しが立ちましたら、再度御報告をさせていただく予定でございます。

大熊教育長 いよいよ本市も水泳の外部委託を進めるという形で、1校、試行的に進めていきたいと考えておりますが、このことに関して何か御意見等ありますか。

穂坂委員 今、指導室長がおっしゃったように、気温のことを考えると、我々が子供のときに比べるとかなり気温が上がっておりますので、例えばプールサイドで指導している間に倒れたり、気分が悪くなってしまったケースが見受けられる。また、いざプールに入ったときも児童・生徒の体がすごく心配ですので、その辺も考慮し、開催時期は、6月中旬より早くてもいいのかと考えておりますが、いかがでしょうか。

加藤指導室長 現在の状況での水泳指導の開催時期ということになるかと思いますが、なかなか悩ましいところではございます。例えば6月初旬とか、そういった早い時期にスライドしたとしても、一方で水温が低過ぎる場合もあり、その年によって本当にまちまちであろうかなと思います。本日も大変気温が高い状況ではありますが、昨年度等はこういった状況は少なかったかなと。そういう意味でも、年度によってかなりばらつきがありますので、なかなか難しいことではあると思いますが、各学校の現状を踏まえて教育課程に反映させていきたいというふうに思います。

大熊教育長 他にございませんか。

佐島委員 私も学校で勤務していたときに、その日のWBGTの値が限界を超えているからプール指導を中止したことで、その年の水泳の指導回数が、あまり確保できなかったという経験もありました。

先ほど指導室長の話の中に、水難事故という話がありましたが、水は、やはり子供たちの命に関わることなので、水泳指導が適切に行われていくということは、すごく大切なんだろうなと思っています。

そういう意味で、外部委託をすることによって、天候に左右されないとか、時期的にも少し幅を持たせられるなど、先進市の研究の中でいろいろ見えてきていることもあると思いますので、その研究結果と併せて、試行される学校の結果をしっかりとまとめて進めていただければと思っています。

大熊教育長

今、佐島委員も言われたように、体育で行われる他の種目の1つをやらなくても大きな影響はないですが、水泳指導だけは命に関わることで、何とか子供たちに一定のスキルを身につけさせたい、それが命を守ることにつながると思います。

先ほど指導室長からありましたが、それが年間8時間から10時間程度です。現在、この時間数を指導するために各学校がプールを維持管理しておりますが、この時間を何とか効率的に有効的にするため、水泳指導を外部委託できないかという話です。

夏休みのプール等があることは確かですが、その辺のところを今後も総合的に考えていきたいと思いますが、もう一度確認したいことは、外部委託をするということは、一つは最近の気温の変化、それから、実は、毎回塩素濃度、水質検査等を行っており、これは教員のかかなり大きい負担となっています。

もう一つは、教員の指導力の問題もあります。

さらに、大きな点ではプールを維持することです。直近では本市は問題になっていませんが、10年後にプールの改修を行わなければなりません。10年後はそのような懸念も出てくるわけで、少しずつ計画を練っていかないと大変なことになることが明らかです。その辺のところを総合的に考えて、今後の本市の水泳指導の在り方を検討してまいりたいと思います。

加藤指導室長

先ほどお伝えしたとおり、令和6年度に小学校1校で現在考えております。他地区から得ている様々な情報もあって、実施しているところでは、専門的な指導が受けられる、あるいは天候の面での影響が少ない、そういったメリットも多々聞こえてくる場所ではご

ざいます。

一方で、各自治体で非常に状況が異なるというのも事実でございます。例えば細かなところで言いますと、バスでの往復などがあります。本市の学校ではなかなか学校の近くまで大きなバスがつけられません。そういった点も、他の自治体とは状況が違っており、もちろん民間や市の施設の配置位置など、自治体によって実に様々な条件が違っているというのが現状でございます。

まずはここで1校やってみないとコスト等の面も見えてこない部分もありますので、試行的な実施となりますが、御意見いただいたように、これをやってみた結果をしっかりと分析して、今後の水泳指導をどう確保していくか、検討を重ねてまいりたいと考えております。

大熊教育長

水泳は他の種目に変えることができない命を守る大切なスキルでありますから、誰1人取り残すことなく、全ての子供たちにしっかりと指導が行き渡るということを実現するために様々な施策を考えていきたいと思っております。委員の皆様においても来年度の結果に注目していただいて、今後の施策に反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何かほかに質問ございますか。

よろしいですか。

いろいろと課題はありますが、一つ一つ確実に進んでいることを実感しております。

以上で報告事項4を終了いたします。

次に、報告事項5、緑センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施についてを報告願います。

鈴木公民館長

緑センターの委託に関連し、教育委員会には令和5年3月28日に小金井市緑センター、サウンディング型市場調査の結果について、4月11日に緑センター委託に係る進捗状況、5月8日に図書館協議会公民館運営審議会からの答申、5月23日に緑分館の宿泊事業及び野外調理場の検討状況について報告させていただいておりますが、本日は緑センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施について口頭で御報告させていただきます。

令和5年第2回市議会定例会に、緑センター運營業務委託に係る

予算として、令和5年度、令和6年度の債務負担行為、5,842万9,000円、それから、緑センターの引継ぎに係る経費として、緑センター運営形態調査委託料208万1,000円を計上した一般会計補正予算第3回を上程し、令和5年6月23日に原案可決いただきました。

このうち、緑センター運営形態調査委託料は、業務委託するに当たって、受託する事業者の職員が事前に業務内容等を引き継ぐことを目的として、図書館、公民館、それぞれの事業を安定的に継続させるため、令和5年度予算として予算措置するものです。

緑センター運營業務委託については、令和6年4月から業務委託を開始する予定であり、履行状況等に特段の問題がなければ、令和10年度まで同じ事業者運営を行っていただくこととなります。

この御議決を受けまして、小金井市緑センター運營業務委託プロポーザルを実施いたします。

スケジュールといたしましては、令和5年6月28日から昨日7月10日まで実施要領を市のホームページに掲載し、配布いたしております。参加申込書等の提出期限は昨日7月10日ですが、企画提案書等の作成に係る質問書の提出期限を7月14日、質問に対する回答を7月21日に行い、企画提案書の提出期限を7月28日に設定してございます。

その後、小金井市緑センター運營業務委託プロポーザル審査委員会において、書類審査による一次審査、結果通知を8月10日、二次審査を8月25日に実施し、9月上旬に結果通知を行い、9月下旬以降に仕事内容等の交渉、契約締結を行っていく予定となっております。

今後、進捗につきましては、節目ごとに御報告をさせていただきます。

大熊教育長

緑センターの委託について、また一歩進んだというところですが、この委託をすることに関して、何か御意見等ございますか。

小山田委員

いよいよ運營業務委託のプロポーザルが開始ということで、本市において、緑センターが貫井北センター、東センターに続いて3館目になると思いますが、両館も利用者アンケートの結果では非常に好評ということは伺っておりまして、やはりそれは市民目線に立っ

た事業内容やサービスが、本当に行き届いている結果だと私も拝見しております。今度の緑センターにおきましても、図書館、公民館については宿泊施設、野外施設もついているので、より市民の目線に立って、市民が利用しやすいもの、また、事業も昨年度と同じものというのではなく、時代に併せて、これからの市民の学びにどういう効果的な事業が必要かというようなことを職員の皆さんたちがより想像して、すばらしい事業を行っていくことが非常に重要だと思います。公民館及び図書館は、市民の学びの中核となります。本市は市民の知識欲が非常に高く利用率も高く、緑センターについてもよりよい公民館、図書館、そして青少年センターという一面もあることから、市民が有効に利用できることに、ポイントを置いて審査をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木公民館長 既に委託している2館につきまして、非常に高い評価を頂きまして、ありがとうございました。

緑センターにおきましても、今回プロポーザルということで、民間の力を入れながら、御指摘のあったようなよりよい事業を実施し、市民の学ぶ機会や環境を整えていけるように我々も配慮していきたいと思います。

浅野教育長
職務代理者 2つ申し上げたいことがあって、1つは、これまで直営ですっとやってきた、よい成果といいますか、達成してきたものが委託後もきちんと引き継がれるようにしてもらいたいなということがあります。それが1点目です。

他方で、委託するというところで、仕事を全面的に見直すいい機会かなとも思いますので、これまでの仕事のやり方を見直して整理して、より創造的な部分に大きな力を注げるように変えていけたらいいと思います。以上が2点目です。よろしく願いします。

鈴木公民館長 現状、緑センターも利用者の皆様から高い評価を頂いております。先ほど御説明いたしましたように、今回、委託引継ぎのために、緑センターの運営形態調査委託料という形で、事業者にもきちんと引き継ぐための予算も確保させていただきました。既存で行っていたことも継承しつつ、より新しいことに取り組めるような事業展開をしていきたいと考えてございます。

それから、教育長がよくおっしゃられますが、委託によって、教育委員会の事務局職員としてより創造的な新しいことに取り組んでいけるような職場の体制をきちんと組み上げていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

大熊教育長

よろしく願いいたします。

委託してしまったので、何も口を出せないというようなことではなくて、より新しい公民館の在り方を委託事業者とも十分に検討しながら、市民の立場に立って、よりよい学びというのが実現できるように、市の職員としてもそこに汗をかき、全力を尽くしてもらいたいと思います。貫井北センターや東センターでも実践できていますので、それをさらに発展するというような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

以上で報告事項5を終了いたします。

それでは、報告事項6、その他です。学校教育部から報告事項があれば発言願います。

大津学校
教育部長

庶務課から1件、御報告がございましたので、よろしく願いいたします。

鈴木庶務課長

東小学校における校舎増築等の進捗状況について御報告いたします。

東小学校につきましては、令和4年9月に策定した東小学校における校舎増築等基本計画に基づき、学級数増加に伴う教室不足への対応として、令和5年度末までに賃貸借方式により増築校舎を設置することとしております。本計画の進捗について、令和5年2月に東小学校増築校舎等賃貸借を株式会社郡リースと契約し、当該契約業者が増築校舎の設計を行ってまいりました。

また、この間、6月21日の市議会厚生文教委員会に進捗状況を報告したほか、東小学校の保護者を対象とした説明会を6月23日金曜日及び6月24日土曜日に開催し、増築校舎の設計概要及び工事計画について説明いたしました。また、東小学校の近隣住民を対象とした説明会を6月24日土曜日及び同月26日月曜日に開催しております。

来週になりますが、7月21日から増築校舎等の設置工事に着手し、令和6年3月末までに工事を完了させ、令和6年4月から増築校舎を学校運営に使用していく予定となっております。

引き続き学校関係者や近隣住民への情報提供に努めていくほか、工事に当たりましては、児童や近隣住民の安全確保に最大限努めてまいることとしております。

大熊教育長 追加で中庭の件についても報告してもらえませんか。校庭に校舎を建てることになりましたが、校庭が狭くなることから、その対処策についてです。

鈴木庶務課長 今、教育長から発言があったことについてですが、来年3月まで工事が行われるとなると、校庭の3分の1ぐらいが工事ヤードのような形で、高い塀で囲まれて使えなくなる部分が出てくることとなります。その対応策ではありませんが、東小学校は「口」の字型に校舎が造られており、中庭部分があるんですが、そこが今活用できていない状況です。校庭と同じではありませんが、中庭部分を通常授業のほかにも使えるような形で整備をしまして、工事期間中は、中庭も使えるよう整備をしていく予定です。概ね9月の下旬ぐらいまでかかると聞いておりますが、こちらも今後工事に入っていく予定となっております。

大熊教育長 今、庶務課長から報告がありましたが、実は東小学校の中庭は雨が降ると滑って大変危ないという理由で、積極的に使われておりませんでした。そういった理由があったことから、今回中庭の整備を行い、校舎が建った後も少しでも校庭の減少部分を補い、活動場所の確保をさせていただいたことは、一ついい点だと思っております。

体育の授業やちょっとした集会などの活動の場として、学校でいろいろ工夫してもらえればいいかなと思っています。とにかく、雨が降ったら進入禁止と言われていた場所が有効に使えるようになるわけですから、とってもいいかなと思っています。

また、工事中的子供たちの安全等もしっかりと確保していきたいと思っておりますので、その辺は御安心ください。

穂坂委員 工事が終わった後に、釘等が残らないようにご留意いただきたい。

大熊教育長 そうですね。その辺もしっかりとしていきたい。
釘の話ですが、以前の事件が起きた後、全校を調べまして、本市でも何本かは見つかりました。職員総出で点検し、実は、大きなものが見つかった学校は、私も行ってもう1回全部点検しましたので大丈夫だと思います。このような形で、みんなで気をつけていかなければならないと思います。出来上がったら、委員の皆様と見に行きたいものです。いつ頃行けますか。

鈴木庶務課長 令和6年4月からは供用するということですので、いつ完成か現時点ではお伝えできませんが、概ね令和6年3月下旬には可能かと思えます。

大熊教育長 3月の下旬あたりの教育委員会の日にでも予定を入れるなど、見学にいける日程を確保していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、生涯学習部から報告事項があれば発言願います。

梅原生涯
学習部長 特にございませぬ。

大熊教育長 以上で報告事項6を終了いたします。
次に、報告事項7、今後の日程についてですが、詳細については、配付資料のとおりとなっております。

日程については、何か質問等はございますか。

よろしいですね。

以上で報告事項7を終了いたします。

次に、日程の5、代処第14号職員の退職に関する代理処理についてを議題とするところですが、本案は人事に関する事件で小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断いたしますが、委員の皆様、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開会いたします。準備のため休憩
いたします。

傍聴人の方におかれましては、席を外していただくことになり
ますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2 時 1 8 分

再開 午後 2 時 2 2 分

大熊教育長 再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これをもって令和 5 年
第 7 回教育委員会定例会を閉会します。

閉会 午後 2 時 2 2 分